



HELLO, NEW CITY.

～ 新しいまちの暮らし
スーパースマートシティ うつのみや 始動 ～

次第

第45回 宇都宮市環境審議会

○議事 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について

令和5年10月17日（火） 午後3時00分～4時00分
宇都宮市役所14階 14A会議室

環境部 環境創造課

宇都宮市環境審議会委員名簿

	役職等	氏名
	宇都宮市議会議員	石川 京樹
	〃	手塚 泉
	〃	岩井 潤子
	〃	高橋 英樹
会長	作新学院大学女子短期大学部 名誉教授	青木 章彦
	宇都宮大学 教授	横尾 昇剛
	宇都宮共和大学 教授	桂木 奈巳
	帝京大学理工学部 教授	加藤 彰
	栃木県地球温暖化防止活動推 進センター センター長	新井 有明
	宇都宮市医師会 理事	稲葉 全郎

	役職等	氏名
	宇都宮農業協同組合 代表理事 専務	半田 光隆
	宇都宮商工会議所 議員	篠崎 務
	宇都宮青年会議所 副理事長	鈴木 大介
副会長	うつのみや環境行動フォーラム 事務局長	赤石澤 亮
	宇都宮市青少年育成市民会議 副会長	小林 紀夫
	宇都宮市女性団体連絡協議会 会長	木村 由美子
	宇都宮市自治会連合会 副会長	大森 幹夫
	宇都宮地方気象台 次長	鈴木 紀行
	公募委員	山内 祥輝
	〃	岡 元輝



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の 改定について

○趣旨 「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」と言う。）の改定に係る
骨子（案）について審議するもの

○目次

1. 実行計画の改定について
 - (1)改定の目的, 見直しの必要性
 - (2)計画の位置付け
 - (3)計画期間
 - (4)見直しのポイント
 - (5)策定体制
 - (6)スケジュール

審議事項

2. 改定の骨子（案）について
3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

1. 実行計画の改定について

(1) 策定の目的・見直しの必要性

- 「実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）に基づく法定計画であり、本市においては、**令和3年3月に現行計画（区域施策編・事務事業編）を策定**し、温室効果ガス排出削減に向けた様々な施策事業に取り組んでいる。

区域施策編：市域全体における温室効果ガスの排出抑制に向けた各種施策を定める計画

事務事業編：市有施設や市の行政活動における温室効果ガス排出抑制に向けた具体的な取組を定める計画（「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」）

- このような中、国のカーボンニュートラル宣言や温対法の改正など環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、本市においても**令和4年9月に「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」**（以下、「市ロードマップ」という。）を策定し、2030年度における温室効果ガス排出削減目標の大幅な見直し（2013年度比**▲27 %⇒▲50%**）を実施
- こうしたことから、**市ロードマップや改正温対法とも整合を図りながら**、新たに掲げた削減目標の達成と2050年カーボンニュートラルの実現に向け、施策事業を体系的・総合的に位置付け脱炭素化を推進していくため、現行計画の計画期間中途の見直しを行うもの

【参考】国・県及び本市の動き

国	県	本市
R2(2020).10・カーボンニュートラル宣言		
	R2(2020).12・カーボンニュートラル宣言	
	R3(2021).3・気候変動対策推進計画策定	R3(2021).3・地球温暖化対策実行計画策定
R3(2021).4 ・新たな温室効果ガス削減目標の表明		
R3(2021).5・地球温暖化対策推進法改正		
		R3(2021).9・ゼロカーボンシティ表明
R3(2021).10・地球温暖化対策計画改定		
	R4(2022).3・県ロードマップ策定	R4(2022).3・CN実現に向けた基本方針策定
R4(2022).4 施行		
		R4(2022).9・市ロードマップ策定
		R4(2022).11・脱炭素先行地域選定
	R5(2023).3 ・栃木県気候変動対策推進計画改訂	
		R5(2023).4～・実行計画改定作業

2030年度
▲26% ⇒ ▲46%
(2013年度比)

2030年度
▲26% ⇒ ▲50%
(2013年度比)

2030年度
▲27% ⇒ ▲50%
(2013年度比)

【改正のポイント】
 ・「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け
 ・地域再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設
 ⇒ 地方公共団体実行計画において再エネ導入目標（義務）、地域脱炭素化促進事業に係る項目の設定（努力義務）を求める

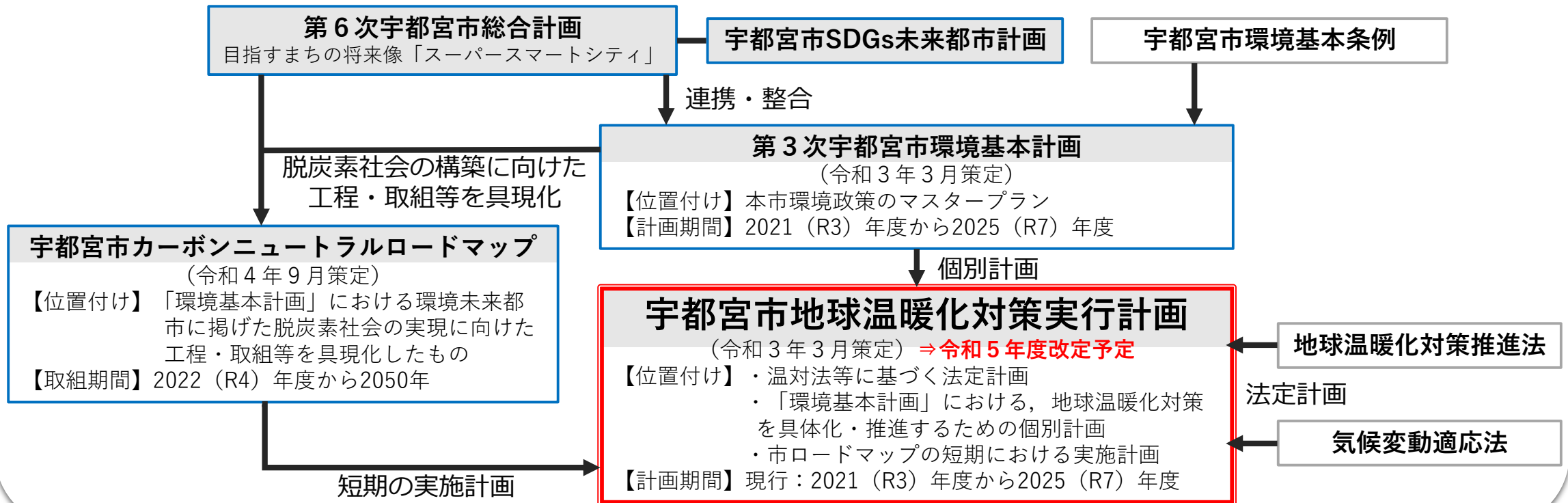
反映

反映

1. 実行計画の改定について

(2) 計画の位置付け

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める地方公共団体実行計画
- ・ 「宇都宮市環境基本計画」における地球温暖化対策を具体化・推進するための個別計画
- ・ 「市ロードマップ」における2050年を見据えた工程・取組を具現化・推進するための実施計画



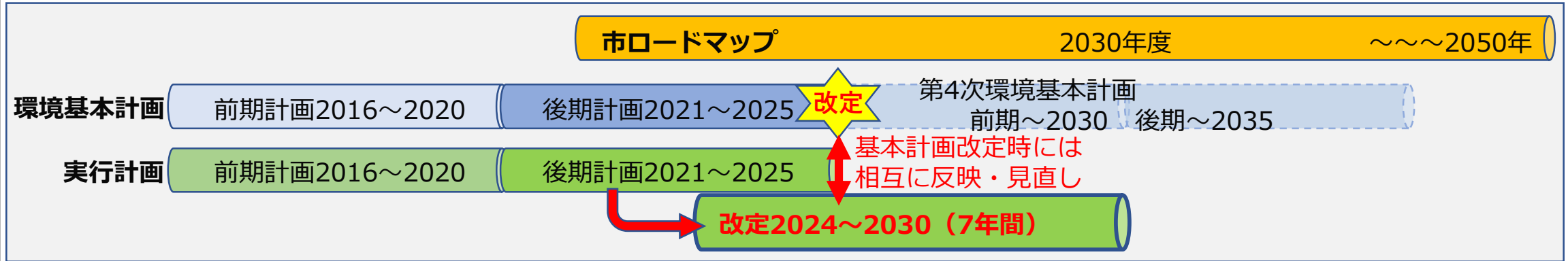
1. 実行計画の改定について

(3) 計画期間

令和6～12（2030）年度までの **7年間**

（現行計画：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度のうち後期5年間）

⇒ 「市ロードマップ」と整合を図るため、**2030年度までの計画**としたうえで、次回の環境基本計画の改定（令和7（2025）年度）の際には必要に応じて見直しを行う。



(4) 見直しのポイント

義務化

- ・ 2050年カーボンニュートラル及び2030年度の削減目標達成に向けた取組の強化・充実
- ・ **再エネ導入目標**の計画への位置付け及び目標達成に向けた施策（**地域脱炭素化促進事業に係る促進区域**※等の設定を含む）の検討

努力義務化

1. 実行計画の改定について

(5) 策定体制

< 庁外 > 宇都宮市環境審議会

【役割】

- ・ 「環境基本計画」に係る提言等
- ・ 「地球温暖化対策実行計画」に係る意見
- ・ その他、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること

【構成委員】

学識経験者，市議会議員，各種団体の代表者，
公募委員 等

パブリックコメント

意見の聴取



反映

反映

< 庁内 > 地球環境・人づくり部会 市役所温暖化対策部会

< 部会 > 及び < ワーキンググループ >

環境基本計画推進委員会設置要領（一部抜粋）

（部会）

第5条 委員会の円滑な運営を図ることを目的として、委員会に部会を置く。

（中略）

7 副部会長は、部会の円滑な運営を図ることを目的として、必要に応じて議題の内容に関連する関係課室を招集し、ワーキンググループを主宰する。

報告

宇都宮市カーボンニュートラル推進本部

【所掌事務】

- (1) 「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」の策定及び進行管理に関すること。
- (2) カーボンニュートラルに向けた施策及び事業の検討並びに推進に関すること。
- (3) その他カーボンニュートラルの推進に関すること。

1. 実行計画の改定について

(6) スケジュール

- | | | |
|------|------|---------------------------------|
| 令和5年 | 11月 | 第46回宇都宮市環境審議会（予定） |
| | | 議題：宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案について |
| | 12月～ | パブリックコメント |
| 令和6年 | 2月 | 宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定・公表 |

2. 改定の骨子（案）について

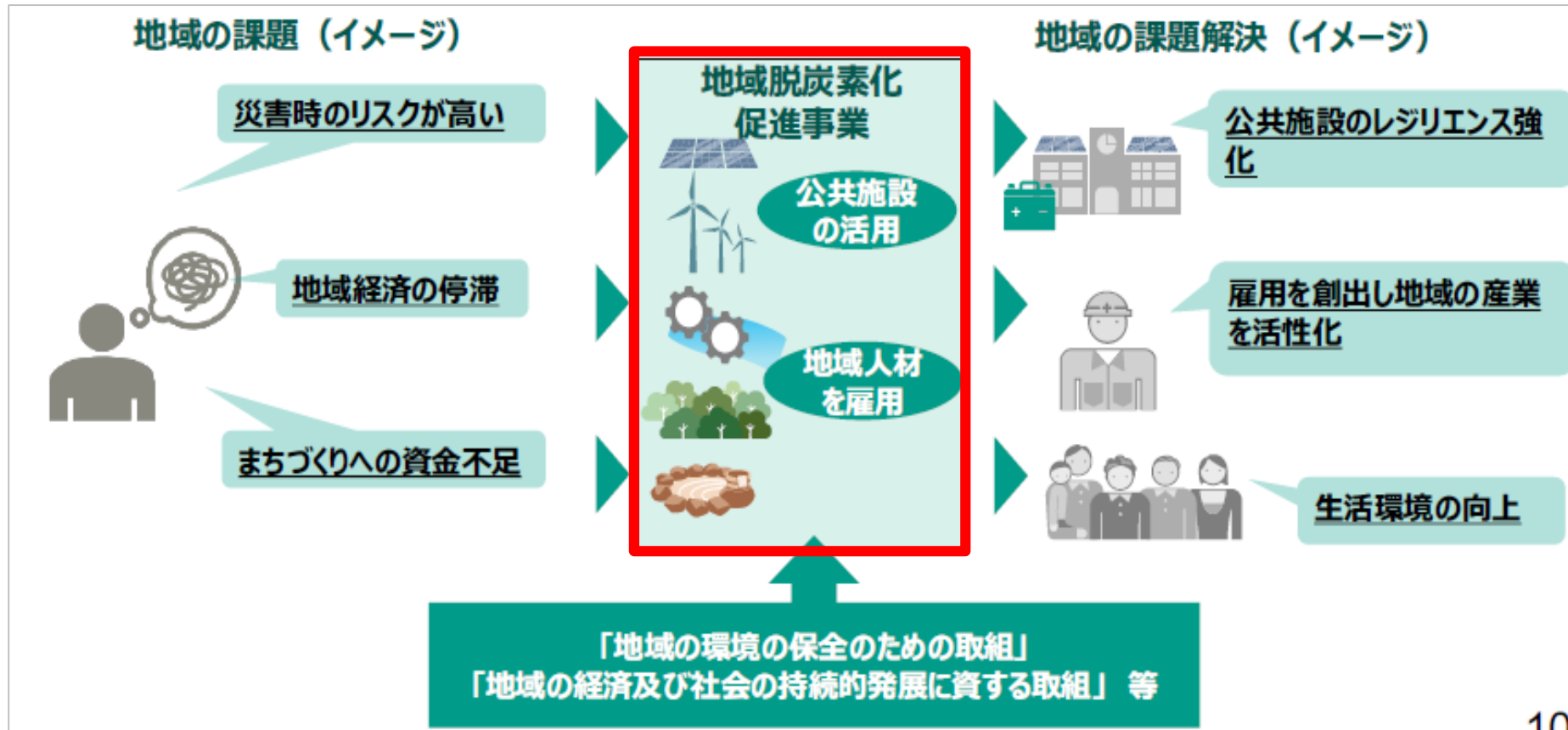
別紙のとおり

3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

(1) 改正温対法における「地域脱炭素化促進事業」とは

再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの

＼促進事業を通じて地域課題を解決！／



(出典) 地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会とりまとめ

3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

(1) 改正温対法における「地域脱炭素化促進事業」とは

市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえ、以下の「**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**」を定めるよう努めることとされている。

努力義務化

促進事業の目標の例

- ・再エネ導入量，件数
- ・温室効果ガスの削減量
- ・促進区域設定数 など

(地方公共団体実行計画等) 第21条 1～4 (略)

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。**

- 一 **地域脱炭素化促進事業の目標**
- 二 **地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）**
- 三 **促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模**
- 四 **地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項**
- 五 **地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項**
 - イ **地域の環境の保全のための取組**
 - ロ **地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**



(出典) 地域脱炭素化促進事業制度に基づく促進区域等設定説明会趣旨説明

3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

(1) 改正温対法における「地域脱炭素化促進事業」とは

事業者の事務手続きの負担軽減については、
野立ての方が関係法令が多く、風力発電や大規模ソーラーでメリットが大きい。

特に事業者の利点

ワンストップ特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、
森林法、河川法、廃掃法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

酪農振興法

集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法

海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法

漁港区域内での工作物の建設等

など

特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能**。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



ヒント

再エネ導入による地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた**売電収入の一部を農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。



3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

(1) 改正温対法における「地域脱炭素化促進事業」とは 促進区域の4つの類型とそれぞれのメリット・デメリット（環境省マニュアルより）

類型	具体的な内容	メリット	デメリット
広域的 ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で 広域的な観点から、促進区域を抽出	土地利用やインフラの在り方も含め総合的・長期的に望ましい地域の絵姿をデザインすることが出来る。	関係者の配慮・調整といった合意形成に多大なコスト・時間が掛かる可能性が高い。
地区・ 街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の 普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定	地域の実態に沿って、環境保全・社会配慮を行い、きめ細やかに促進区域を設定することが可能。	広域的ゾーニング型ほどではないが、合意形成にコスト・時間が掛かる可能性がある。
公有地・ 公共施設 活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、 活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定	公有地・公有施設であれば、環境保全・社会配慮が容易。地域との合意形成等に掛かるコスト・時間も少なく済む可能性が高い。	設定可能なのが公有地・公有施設に限られるため、本来設定したい地域と一致しない可能性がある。 場所が限られているため、量的に再エネ設備が不足する可能性がある。
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、 個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	事業者や住民から提案がある時点で、ある程度合意形成等が進んでいる可能性がある。	能動的な設定ではないため、自治体が本来設定したい地域と一致しない可能性がある。事業者からの提案について、量的にどの程度自治体のエネルギー計画に計算するのか、検討の必要がある。

3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

(2) 本市における地域脱炭素化促進事業実施の目的・必要性

市ロードマップにおける再エネ導入に係る取組目標

2030年度までに、

住宅の25%、事業所の10%に太陽光発電を導入

市役所は率先垂範として、**設置可能な市有施設・市有地に最大限導入**



- ・ 上記の取組目標を基に、**実行計画において再エネ導入目標を設定していく。**
- ・ 目標の達成に向けては、再エネの普及促進に向けた取組をより一層強化し、導入拡大を加速化していく必要がある。
(参考) 家庭用太陽光はこれまでの約4倍のペースで増やしていく必要
- ・ 以上のことから「地域脱炭素化促進事業」の制度を活用し取組の充実・強化を図りたい。

⇒ 地域脱炭素化促進事業の内容について

- 市ロードマップの取組目標設定の考え方にに基づき、特に屋根置きの自家消費型太陽光発電を促進していくことを想定
- 設備の設置促進とあわせて、拠点化の促進などまちづくりの視点や、経済循環、環境保全等の内容を盛り込むことを想定

(目指すまちの姿)

- ・ 環境負荷の少ない都市基盤
「NCC (ネットワーク型コンパクトシティ)」
→ 拠点化の促進, ネットワーク化の促進,
土地利用の適正化が進む

(本市の現状)

- ・ 人口減少局面に突入, 少子・超高齢化社会に。
- ・ 世帯数は増加し, 単身世帯が増加する見込み
→ 人口減少しても, 電力需要の減少幅は緩やか



3. 地域脱炭素化促進事業に関する事項について

【参考】本市の再生可能エネルギーのポテンシャル
(環境省再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)] より)

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	-	1,918.604	MW
	土地系	-	2,013.246	MW
	合計	-	3,931.850	MW
風力	陸上風力	5.400	4.500	MW
中小水力	河川部	0.000	0.000	MW
	農業用水路	0.253	0.253	MW
	合計	0.253	0.253	MW
地熱	合計	1.394	0.367	MW
再生可能エネルギー（電気）合計		7.046	3,936.971	MW
		10,175.670	5,279,103.381	MWh/年
太陽熱		-	4,325,589.347	GJ/年
地中熱		-	18,843,928.627	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		-	23,169,517.975	GJ/年
木質バイオマス※2	発生量（森林由来分）	41.971	-	千m3/年
	発熱量（発生量ベース）※3	291,687.905	-	GJ/年

- ・本市の再エネ電力のポテンシャルは太陽光が大部分を占める。
- ・風力、中小水力、地熱に関してポテンシャルは僅かに存在するものの、技術面やコスト面の問題から導入ハードルが高い。

- ・再エネ熱としては太陽熱や地中熱のポテンシャルがあるが、技術面やコスト面の問題のほか、電気と異なり活用の用途が限られることから、一律に導入を促進するのではなく施設ごとの適不適に応じて個別に検討する必要あり。

- **削減目標の設定（部門別）について**

- **施策事業の強化について**

⇒ 充実・強化を図るべきポイントはどこか

（例）市民向け・事業者向けの支援策の強化，再エネのさらなる導入拡大，環境負荷の少ないまちづくり（拠点化の促進），公共交通の利用促進，EVの普及促進と利用環境の向上，周知啓発・相談機能の充実，ライフスタイル転換に向けた促進 など

- **再エネ導入目標の設定について**

- **再エネ導入に向けた促進事業に係る事項について**

⇒ 導入促進する再エネの種類，導入形態（屋根置き，野立て等），促進する区域，設備導入と併せて実施すべき取組 など